

会 議 録

会議の名称	第4回 和泉市自治基本条例案再検討委員会
開催日時	平成22年5月13日(木)午後7時00分~午後9時00分
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1階 中集会室
出席者	山下委員長、飯坂委員、久委員、松田委員、溝川委員、若島委員、北村委員、前田委員、辻本委員、新田委員、大平委員、中井委員、藤原(明)委員、事務局(吉田理事、立石担当課長、濱田主幹、北野主幹、高橋主査、鶴谷)
会議の議題	和泉市自治基本条例案 議論ポイントについて
会議録の作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他()
その他の必要事項	傍聴者 2人
会 議 内 容 (発言内容、結論等)	
別 紙 の と お り	

会議の要旨

○(事務局)第4回和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催させていただく。

高橋副委員長、石川委員、吉岡委員、三井委員、藤原宏人委員、池辺委員は、都合により欠席、松田委員、久委員は、二、三十分遅れるという連絡をいただいている。

本日の会議資料として、第4回会議次第、資料-1会議録、資料-2第3回のまとめ、第2回会議資料の資料-2主な議論・確認項目一覧表、資料-3意見修正案・集約、第3回会議資料の資料-2第1回・第2回のまとめを用意願う。なお、本日、「他の機関との連携について」参考資料を机上配付しているので、確認願う。

本日の会議について、委員長、進行をお願いします。

(委員長)まず前回の会議録の確認をする。

資料-1、第3回会議録について、修正等何かないか。

(事務局)会議録の修正が1点ある。8ページの上から4つ目の丸、発言者が委員長となっているが、事務局に修正をお願いします。

(委員長)他に修正等ないか。

(委員)はい。

(委員長)他の委員もないか。あと1点あったな。

(事務局)10ページ下から9行目、傍聴者発言とそれに伴う委員長発言を入れているが、会議に直接関係ないので、この部分を削除してよいか。

(委員長)よいか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)削除とする。他にないか。

(「なし」の声あり)

(委員長)これで承認し、公開するものとする。

次に、第3回のまとめと本日の進め方について、事務局から説明願う。

(事務局)資料-2、第3回会議後のまとめとして、現時点の整理である。子どもの権利については、B、修正する。理由は、地方分権社会における地域社会の仕組みとそれに対応する市民、議会、行政のスキルアップが求められている。今後は、市民、議会、行政による積極的な住民自治に取り組んでいる地域やさらには行政に頼らないで自分たちで地域に活力を与えることを目指している地域など、意識の高い市民が住む自治体がさらなる発展を遂げることになるであろう。このことから、将来を担う子

どもたちがそれぞれの年代に応じてまちづくりに参加・参画することを推進し、社会の一員としての権利と責任を理解することで、自治意識の高い市民を育てていくことにつながっていくものである。ただし、住民投票もまちづくりに参加する権利という点で、子どもの権利の一つという考え方をされる可能性があるため、「それぞれの年齢に応じて」とか「それぞれの年齢に相応しい範囲内で」といった表現を追加する。修正案は、「第10条、子ども（満18歳未満の市民）は、社会の一員として、それぞれの年齢に応じた関わり方で、まちづくりに参加・参画する権利を有します。」である。

次に、住民投票。（1）常設型の住民投票条例については、A、現行どおり。理由は、地方分権社会では、地方自治の本旨である団体自治と住民自治がバランスよくかみ合わなければならない。特に、住民自治を進める中で、その象徴となるのが「住民投票」であると思う。私たちが議員を選ぶときには、それぞれの個別の課題に対しての意見を選ぶのではなく人を選んでいるので、必ずしも私たちの意見がそのまま行政や議会の意見になるとは言えないのが現状だと思う。この条例に住民投票を明記することで、さらに間接民主制の地方自治が補完され、強化され、住民自治の意識が高まると考える。

また、自治法の直接請求による住民投票（個別型）は、有権者の50分の1の署名でもって市長に請求ができるものの、その都度議会の議決が必要なため、住民投票に至らないケースが非常に多い。かつ、同一の案件でも争点が変わると改めて署名を集める必要があり、実施までに多大の労力、時間と費用を要することが多く、重要案件に対し迅速に住民の意思を確認、反映することが難しい。したがって、一定数の住民からの請求があれば、議会の議決を経ないで住民投票を保障する「常設型住民投票条例」を設ける市・町がふえている。これにより住民の市政への参画意識が高まることに加え、市長や議員にとっても自己の判断を行う上で、必要な情報を入手できる重要な手段となる。

次に、（2）投票権者の年齢について。B、修正する。理由は、案作成当時に「和泉市のまちづくりについて考えてもらいたい年齢は16歳から」ということで16歳以上としたが、議会での議論やパブリックコメントでの意見等を踏まえ、投票資格者になることで、市民投票運動などに巻き込まれ、年少過ぎる精神が影響を受けることも想定されることから、年齢を変更する。修正案は、本市に住所を有する年齢満16歳

以上の者を満18歳以上の者とするものである。

(3) 住民投票実施請求の連署数について。Aの現行どおり。理由は、住民投票の結果は拘束性を持たないことなどから、住民投票請求の連署数については、リコール請求の3分の1よりは緩くすべきであり、合併協議会設置要求の6分の1と同等または少しきつくなるのが妥当と考える。なお、本市においては6分の1で約2万5000人、3分の1で約5万人となる。濫用をさけるための妥当なハードルとなり、かつ、本市として住民投票の請求が実際に可能なレベルの数として考えた場合、6分の1以上、2万5000人以上が妥当と考える。

以上である。

(委員長) それでは、意見交換に入る。

本日は、第32条、住民投票の議会の発議について、学識委員の意見を聞くということになっていたので、学識委員が来られてからこの項目へ戻ることにして、先へ進めたいと思う。

次の項目の説明、事務局で願います。市民自治推進委員会であるな。

(事務局) 第2回再検討委員会の資料 - 3、39ページで説明させていただく。

市民自治推進委員会について、総務安全委員会の意見として、条例の効果や浸透状況をチェックするのは、本来市民一人一人の役目であり、その市民の声にこたえるのが行政、議会の役割である。あるいは、市民自治推進委員会の中で学識経験者や自治活動・市民活動をされる方がその専門性からチェックを行うことは、行政、議会の半ば責任放棄となる。条例制定後は、市長と議会が責任を持って、その進行管理や見直しを行っていくべきであるといった意見。最高規範、市民のための自治基本条例でありながら、その委員会が市長の附属機関として設置されるのは目的から外れているというふうな意見をいただいている。

これに対して、今回の再検討委員会での議論ポイントは、まず1点目、現在、市民自治推進委員会の役割を3つ規定している。1、条例の運用に関すること。2、条例の見直しに関すること。3、この条例の趣旨の推進に関すること。この3点の確認、再検討がある。

2点目、市民自治推進委員会は、条例の実効性の確保というところから出てきた項目なので、そういった条例の進行管理といった観点から委員会の必要性の確認または

再検討がある。

現在、再検討委員からいただいている意見としては、まず、A、現行どおり。理由、条例の実効性を確保するのは、行政、議会だけの役割なのか。主権者である市民とともにチェックすることに不都合があるとは思えない。

それから、B、削除する。理由、諮問機関として設置するのであればよいが、監視機能的であり、議会の役目を侵害する。「市長が設置することができる」で十分ではないか。条例制定後は、市長と議会が責任を持って、その進行管理や見直しを行っていくべき。という議会の意見と同様の理由で、不要という意見。

それから、第33条には明記せずに、第34条「条例の見直し」の中で明記するという意見。理由、実効性の確保のためには、仕組みはどうであれ、検証作業など何らかの手段が必要ということである。

それから、現段階では保留という意見をいただいている。

以上である。

(委員長) まず現行どおりという委員、補足説明があれば、願います。

(委員) 条例はつくってくるまでずっと市民がかかわってきているので、その推進についても市民がかかわっていくことを望む。

(委員長) 他に現行どおりという意見の方。

(委員) 私は、意見を提出させてもらったときには、まだ十分頭が整理されてなくて保留としたが、考えてみると、今、市役所の中にもいろんな審議会とか委員会があり、その委員の選び方はいろいろあると思うが、いろんな条例をつくったことに対して、その進捗や見直しということを審議会という形式をとってやっているわけである。したがって、この自治基本条例についても、委員会の名前をどうするかというのは別に、余り労力がかからないような範囲で検証作業的なチェック機能を持たせ、市民も行政も参加するという形があったほうが良いと思う。

(委員長) 他に現行どおりという意見あれば、どうぞ。

(「なし」の声あり)

(委員長) ないようなので、削除という意見で補足説明はあるか。

(委員) 本日、教育長と教育次長が欠席のため、この辺については二人の意見も踏まえて発言させてもらってよいか。

(委員長) どうぞ。

(委員) 私の意見としては、第33条では市民自治推進委員会は明記せず、第34条「条例の見直し」の中で、「市民参加を得て検証しなければならない」という形を明記する。行政、議会、市民がそれぞれの役割を果たして条例を推進し、条例を見直していくという手続は、私も必要だと思うが、総務安全委員会の意見の大半が、やはり行政、議会の役割をものすごく意識されている。市民委員というのはあくまで選任するのだが、市民は個人の意見を出されるということに懸念を示す方が多いのだと思う。公の市民、こういう場で皆の意見を反映させる市民というのはまだ育っていないから、そういう意見が出てくるのだと思うが、それを余り言い過ぎると、なかなか市民の自治意識が高まらないし、黙っていたら、これまでどおりの行政を変えることもできないというのはある。ただ、条例をまずは定めていきたいという私の意見があるので、そのためには、議会の意見も踏まえてそこはあえて明記せずに、条例の見直しの第34条の中で、市民の参加も含めての仕組みを考えていったらいいというのが、私、あるいは教育長、教育次長の意見である。以上である。

(委員長) 他に意見はないか。

(委員) 僕もどちらかという、職員の委員の考え方に近い。自治基本条例の運用とか見直しを、市民自治推進委員が自分たちで会議を開いて市に提言をするというよりも、必要ならば市長の諮問に応じて行うというのが基本かなと。市のつくった審議会の者が、自分たちでああだこうだと言うよりも、諮問に応じてというのが基本という気がするし、市も必要に応じて当然やっていくので、それでいいという気がする。

この項目を削除するかどうかは別にして、このまま残すとしても、第3項の「委員会は次に掲げる事項を調査審議するものとする。」に「市長の諮問に基づき」という文言を最低限加筆すべきではないか。

(委員長) 他に意見はないか。

(委員) 本件については、議会の発議権同様、専門委員の方の意見も聞いてみたい。

(委員長) 了解した。そういう形にさせていただく。

事務局、それでよいか。

(事務局) はい。

(委員長) そしたら、次は、第34条「条例の見直し」である。事務局から説明願う。

(事務局) 第34条「条例の見直し」。総務安全委員会からは、条例は改正が必要になったときに市長や議員が議会提出すればよく、5年ごとの見直しを規定する必要はないという意見をいただいている。

今回の議論ポイントは、条例の見直し規定の必要性についてが1点。それから、規定が必要という上での話であるが、見直し期限5年についてどうかというのが2点目。3点目が、見直しを行う方法、組織体制等についてということで、これは先ほどの第33条と関係してくる。4点目は、自治基本条例の条文にどこまで明記するかということである。

再検討委員からいただいている意見は、まず、A現行どおり。市長の選挙が4年ごとに行われることを考えると、条例を生かし、育てるためには、定期的な見直しが必要だという意見。

それから、B削除する。総務安全委員会の意見要旨と同じで、条例は改正が必要になったときに市長や議員が議会提出すればよく、5年ごとの見直しを規定する必要はないという意見。

それから、C修正する。修正案として、「市長は、この条例を生かし、育てるために、条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市民の参画を得て、検証しなければなりません。」ということで、先ほどの第33条と関連し、一部修正するという意見。

同じく修正意見。条例は、改正が必要になれば、いつでも見直さなければならないこと。改正には相当なエネルギーが必要なこと。人・物・金を有効に活用しなければならないこと。以上のことから、義務的に5年に一回の改正は絶対必要か。形骸化を防止するためならば10年以内の見直しで十分、ということで、見直し期間について意見をいただいている。以上である。

(委員長) 現行どおりという意見、補足説明があれば、よろしく願います。

(委員) 補足説明というより、修正とか削除の方に質問である。「改正が必要になったとき」というのは、どう判断されるのかということと、「改正」と「見直し」はどう違うのかということを知りたい。

(委員) 私自身、見直しイコール修正あるいは改正と捉えてしまったので、削除するという書き方になった。絶えず条例の内容と現実とを見比べながらやっていくというのは当然必要なことと思う。しかし、それをあえて書かずともよいのではないか。あ

るいは、「見直さなければならない」ではなく、「点検していく」と書いたほうがいいと思う。私は、見直しイコール改正という考え方をしていたので、削除という意見になった。ちょっと弁解させていただく。

(委員) 僕自身は基本的に「改正」が必要ではなく、「見直し」が必要と思っている。今おっしゃっているのは、「改正」は条例を絶対改正していくが、「見直し」は改正しない場合でも一応検討するということかなという気がするが、改正が必要ということは当然見直しにつながるのだから、おっしゃっている意味がないのかなという気がする。

(委員) ここには「改正する」とは一個も書いていない。「見直さなければならない」としか書いていないので、さっき職員の委員がおっしゃったみたいに必ず改正しなさいという意味ではなくて、見直すということだと私は考える。

だから、必要になればいつでも見直さなければならないという、その必要性はどう判断されるのかということをお聞きする。

(委員) 高尚な質問でわかりにくいですが、第34条で、5年を超えない期間ごとに見直さなければならないと書いてあるのは、結果的に改正になるかどうかにかかわらず5年以内には絶対見直しの検討が必要だというふうに僕は解釈しているが、それが本当に必要かどうかである。本当に必要になれば、市民の声もあるし、行政自身の考え方もあるし、当然検討して見直していく。それなのになぜ5年に一回エネルギーを投じなければならないのか。

(委員) だから、必要になればという状況は、どういう基準で、だれがどう判断されるのかということをお聞きしているのだ。

(委員) だれがどう判断するというのは、どういうことか。

(委員) こっちが質問している。改正が必要になればいつでもと意見を書いてあるが、その改正が必要な状態だということをお聞きして、だれがどのように判断し、決めるのかわからない。委員の中ではどういう判断で決めておられるのか。

(委員) 通常、今の質問に対する答えとすると、条例をつくってそれを進めていく上で行政の執行上不都合が生じるとか、市民からそういう声が出た場合について、市が行政の執行権の中で改正が必要という判断をすると思う。

(委員) その市民が声を上げる方法には、どういう方法があって、どこに言っていって、どれだけの数があったら、必要と判断されるのかもわからないし、行政に不都合

があったかどうかというのは、どういう基準で判断されるのか。

(委員長) 議論の中で、行政側と市民側が対立しているようだが、要はこの条例の見直しというのは、条例をつくっただけでなおざりになってはいけないということの中で、一定の期間内で見直そうということである。我々が思っているのは、絶対改正をするということではなく、チェックをするという意味だと思う。それにかわる言葉があるのだったら、それはそれでいいが、そこがポイントだと思う。違うか。

(委員) 私は、「市民参加を得て検証しなければならない」と、「検証」という言葉を使った。行政側は、条例をつくったらちょこちょこ変えるべきではないと思っている。行政マンというのは、つくった条例には自信があって、例えば1年、2年でこころろ変えていたら、安心して市民生活ができないので、なかなか変えないというふうに思っている。一般的に条例には上位法があるので、国から通達が来て変える場合というのは多い。周辺市の条例の改正状況も見ながら判断をしていく。先ほど市民委員がおっしゃったように、例えば市民一人がいくら意見を言おうが、行政マンは変えない。例えば署名を集めて何人かで改正してくれというのだったら、市も動くし、議会も動くかもわからないが、条例を改正していくという行為は重いことだし、議会との調整も要るだろうし、ある人がこんなことを言ってきたから変えます、というのはできない。ただ、地方分権になって、どんどん時代が変わってくるので、見直し規定を決めておかなかつたら、時代に遅れてしまうというのがある。5年に一回検証していった中で、変えるか変えないかはわかりませんよ、そのためにこの規定で補完しているということである。

(委員) 私も今の委員と似たような意見であるが、一生懸命これをつくっているわけで、そんな簡単に改正しなければいけない条例だとは我々は思っていない。委員もおっしゃったように、私も、これがつくったとおり本当に機能しているかどうか、例えば5年以内に一回必ず市民も交えた検証作業をすべきだというふうな表現のほうがいいのではないかと。見直すというと何かちょっと合わない気がする。

(委員長) 今までの議論はそれだったのだ。やはり検証しなければいけない。つくったらほったらかしにせずに、もう一遍市民の目線も入れてチェックしましょうという項目だと思うので、「見直し」という表現を変えたら、すっと落ちるのではないかと。

(委員) ほかの自治基本条例を調べると、「見直し」を明記している条例が多い。法的

な部分も含めて、学識委員の意見を聞きたい。「見直し」と「検証」のこと。

(委員)言葉のニュアンスの問題だけかなという感じはする。今年は伊丹市が2回目の見直しの時期で、この6月から市民会議の見直しというのが始まるのだが、この前の見直しのときは、条文は変えなくてもいいという判断になった。ただ、条文どおり運用されていないところがあるのではないかとということで、条文は見直す必要はないが運用面でもう少し検討が必要だということである。今回はまだ議論が始まっていないが、協働の書きぶりがちょっと弱いのではないかと意見も出てきているので、そのあたり条文が見直されるかもしれない。

そういう意味では、見直すと書いておいたほうが、内容を変えることもできる。検証とすると、単に検証をして、だれかに見直しを任せないといけないということにもなりかねないので、しっかり見直しということを書いておいて、伊丹市のように見直さなくてもいいという判断のときは見直さないという、そういう判断が一つ考えられるのではないかと思う。

(委員)伊丹市はどうか知らないが、別に見直さなくてもいいのに5年に一回見直すという行為が、なぜ必要かという気がする。

(委員)修正をするという意味で見直すを使うのか、もう一回見てみるという意味で見直すを使うのかによって、ニュアンスが違う。

(委員)何で5年に一回見てみなければならぬのか。立派にみんなで考えたわけで、見直すことはほとんどないという気がする。このままおいていたら風化すると言うのだったら、10年に一遍でも十分ではないか。

見直す行為となったら、こういう会議もして相当なエネルギーも要る。そこまで市民がその責務を実際に果たすのだったらいいが。仕事をふやすということは金がかかるということである。場合によっては、人件費も要るので、こういう責務の中で市民も応分の負担をすると。税率もアップするよというぐらいの強い協働の精神でいくのだったらそれぐらいしてもいいのだが、単に見直す必要があるかどうか見つめるために5年に一回そんなことをする必要はないと僕自身は思う。

(委員長)多少ニュアンスが変わってきたという意見でも結構である。このままだと恐らく意見が全く反対になるうかと思う。委員、どうか。

(委員)策定委員会のときは、この内容で自分自身整理できていたはずなのだが、今、

皆の意見を聞きながらちょっと混乱してきているというのが正直なところである。

(委員長) 今、学識委員の説明受けたことはよくわかるが、それを今度我々が説明するというときにどうなのか。はい、どうぞ。

(委員) 学識委員は、見直しという言葉のニュアンスだとおっしゃったが、少なくとも私自身は見直すとなったら、改正や修正にすぐ頭がいてしまう。それが我々行政マンの考え方もかもしれないが、議会のほうに出すときに同じような考え方になる可能性も高いと私は思っている。そういう中では、検証というほうがいいと思う。

(委員) 5年というのは何で5年か。確かにほかの市は4年とか5年と出ているが、何でそんな安易に4年、5年と言えるのか。10年でなぜいけないのか。

(委員) 伊丹市は4年である。4年というのは、議会の議員も市長も任期中に1回は見直せるということである。見直して、もう一回自分のやっていることがこの条例の中の書きぶりや整合しているかどうかをチェックしましょうと。どんな議員さん、どんな市長さんでも、自分の任期中に一回見直す機会をつくる。そのための4年である。

(委員) ほかの市もそういう理由で4年、5年になっているのか非常に不思議である。それなら、憲法改正も参議院だったら6年、衆議院だったら4年に一回見つけ直すのか。議員の任期が4年だから一遍それを見直す。自治基本条例、理念条例で、その発想で本当にいいのか。見直してこれぐらいの時間をとるということは、金もかかるし、そこまですべきか。その点は皆、どうなのか。

(委員長) はい、どうぞ。

(委員) すべきでないと思われていることが私には理解できない。すべきだと思う。

憲法とかとは、また全然意味が違うと思う。この条例は、市民が自治をしていくための条例であるので、行政も市民も、それが本当にできているかどうかということは、やはり見直していかないと、今までと何ら変わらない和泉市のままではないだろうか。

(委員) 条例の見直しというタイトルになっているが、条例がそのとおりにできているかどうかを見直す。中身を見直すというのは、条例の本文の見直しであるな。ちょっとそこら辺わからないので。

(委員) 条例の文言を見直すというのではなくて、この自治基本条例に基づいて和泉市がどのように動いてきたか。行政も市民もどう動いてきたか。動いていないのであれば、よその市では協働の部分を強化しましょうという意見も出ているというよう

に、この条文のここの部分をもうちよっととなるだろう。だから、条文そのものを見直すというよりは、この条文でいかに和泉市が変わってきたか、協働が推進できたか、そこを見直すということだと私は考える。

(委員) 第33条の市民自治推進委員会では、1、2、3の項目があり、この中に見直しに関することも含めている。市民自治推進委員会では、条例がちゃんと機能しているかとか、ずっと経過を見ながら、5年に一度それを検証しましょうという仕組みになっているので、委員がおっしゃっている部分は多分33条にも含まれているし、それを踏まえて第34条にこうということである。

34条はあくまでも見直しをうたっているだけで、条例の運用に関する事とか、条例の趣旨の推進とかについては、推進委員会でやっていくという意味と思う。

(委員) だから、そういうことを踏まえて見直していくわけであろう。

(委員) そうということである。

(委員) そういう意味。

(委員) そういう意味である。

(委員) それだったら、35条ぐらいに罰則というぐらいの提案をしてもいいかなという気がする。このとおりできていないかどうかは厳しくいかないといけないと思う。そういう見直しの検証云々よりも、もっと違う面で市民自治を盛り上げるようないろんな手だてが考えられるのではないか。

(委員) どんな手だてがあるのか。

(委員) 我々は今、住民自治、協働ということは言っている。例えば、いろんなフォーラムを開いている中でもっと市民と議論する場を設けていく。そういう中で、幅広い意見を伺って、それを行政に反映するシステムを考えていくというのが、今思いつく考えである。

(委員長) 学識委員。

(委員) ニセコ町も4年に一度である。この解説文を読むと、「この条例は、最低4年に一回の見直しを行います。平成22年3月に、その2次見直しを終えました。」ここから先が重要であるが、「情報共有や住民参加などを取り巻く考え方や社会情勢は刻々変化しています。自治のための新たな発想や枠組みも生まれています。国内外における時代の動きを常にとらえながら、その一歩先の将来を考えていくことが必要で

す。その意味で、町民が将来にわたり育てていく条例として、この条例を位置づけています。条例見直しのタイミングごとに、自治の方向性やさまざまな制度の点検、見直しを行うことができます。」という文章である。

つまり、これだけ世の中の動き、特に地方自治、市民自治を取り巻く状況が変わってくるのだから、10年もたったら、周りの雰囲気、状況が変わっているかもしれない。こういうスピード感覚が要求されるときだからこそ4年に一度だよというのがニセコ町の解説文なのである。そういう考え方もあるのではないかということである。

10年間変わらないということになればいいが、住民自治の環境というのは刻々と変わっているから、時代に合わせよう、あるいは時代を先取りしようという考え方だと思ふ。

(委員長) 期間のところはそう。見直しというところで、ほかに意見ないか。

(委員) 自治基本条例を早くつくればいいというものではなく、他市の条例で、せっかく先につくったのに時代に遅れてしまったように見えるものもあるので、やはり見直しは必要だと思ふ。

(委員長) 委員、何か意見ないか。

(委員) 見直しは要すると思ふが、僕らが考えていた見直しというのは、さっき学識委員がおっしゃったように、どれだけ今の時代にタイムリーに即応できるかどうかということだと思ふ。世の中が変わったから全部それを入れるということはないが、そのインターバルが長ければいいというものでも僕はないと思ふ。任期期間中のチェックというのは、市民自治推進委員会がしているかどうかは別として、基本的には僕は要するという気もする。

「見直し」をどう読みかえるかであるが、この条例の中でそういうチェックを設けるという意味では、必要という気はする。

(委員) 僕は理解できない。議員とか市長の任期が4年だから4年に一遍すると。もう一つ今、学識委員から紹介があったニセコ町の場合は、非常に時代の変化が激しいと。それについていくためには10年では対応できないと。条例をこのくらい時間かけて作って4年に一回見直さなければいけない、そんなたぐいの条例しか我々は作れないのか。本当に4年に一遍見直さなければいけないものがこの中で出てくるのか。

10年で十分僕はいけると思ふ。時代が変化しても理念というのはそう変わるもので

はない。そこはどんなものか。

(委員長) 委員は、条例の見直しというストレートなことで考えているから、ちょっとかみ合わないと思う。学識委員、その辺もう一遍。

(委員) 先ほど言ったように「見直す」というのは、「変更する」という意味にとらえるのではなく、もう一回見てみましょうという意味である。そういう作業を繰り返しやっていく必要があるし、こういう市民が入った見直しの検討会議もされるだろうし、同時に議会側も特別委員会等をつくって、そういう見直しの作業を並行してやってもらう。4年に一度必ずみんながこの自治基本条例の内容を点検して、もう一度、今の時代に合っているか、あるいはこの4年間うまく進んだかどうか点検してもらう。さらに、これを4年前につくったときに、議員になっていないとか市長になっていない方もおられるかもしれないので、条例の趣旨をもう一度確認して意識をしてもらう。

今まで条例の見直しが必要だと思われても、市長、議員が本当に臨機応変にタイムリーに見直しの発議をしてくれたかどうかというところの不安感、不信感があるというのも事実であろう。

(委員長) はい、委員。

(委員) 期間については、私は10年は一昔だから長過ぎると思うが、「見直す」という言葉の解釈がそれぞれ違うので、そこでかみ合わないのだと思う。確かに理念条例に近いものであるから、そんなに条文をこころこころ変えることはないと思うが、さっき学識委員がおっしゃったように時代の流れに沿って、例えば協働参画の協働がもっと本当は進んでいるのに和泉市は進みが悪いとか、説明責任とか、ここに書き込まれているいろんなことが時代の流れで大分変わってきているということがあるかもわからない。そういうところについて、運営上とか何か仕組みを見直すことで、条文そのものはそんなに見直すことはまずないと思う。だから「見直す」という言葉にもうちょっと具体的な表現を加えたら、解釈の差が出てこなくなるのではないか。

(委員長) わかった。はい、どうぞ。

(委員) 見直しという言葉が、検証ということも含まれているという形で学識委員の話を聞かせてもらっている中で、先ほどの委員が言っているように、見直すということが我々は何か入りづらい。検証であればチェックする、そして、それによって見直すときは見直すという一つの考え方になる。

(委員) 私が冒頭で申し上げたように、言葉はどうでもいいので誤解のないように伝えるようにしたらどうか。見直しでも別にこういう解釈をすれば問題はないという話をさせてもらっただけである。

(委員長) 学識委員、この条文を見ると、どういうふうに一般的にとらえられるか。

(委員) よくある文言だと思う。ただ、ちょっと今、途中で入ってきたのでよくわからないのだが、「見直さなければならない」というのがきついのか。5年がきつい……。

(委員長) 期間はさほど。条例を見直すとストレートにとってしまう意味と……。

(委員) よくある書きぶりとしては「見直すものとする」という、「ものとします」という言い方がある。

(委員) 我々は、何かあったときにはそれが正しくいっているか見てみよう、検証してみようという意味でこれをつくったと思うが、行政の方は、見直しイコール改正が必要というふうにとっておられるように感じてしょうがない。

4年、5年、細かいことをせずに、本当に何かの要件が大きく変わってしまったときでいいのではないかとおっしゃっているように僕はとってしまう。このままでいいのではないかというのも検証だし、見直しだと思う。そういうとり方をしてはいけないのであれば、これも変えていかないといけませんが、さっき学識委員がおっしゃったように、これでいいのかな、いいよ、そしたら次へいこうという形でいいのではないか。

(委員) 事務局に尋ねる。他の市町の書きぶりは大体こういう格好になっているのか。

(事務局) 他の市町の書きぶりも、見直し規定を設けているところはこういった書きぶりが多い。補足説明をさせていただくと、見直し期間については、平成19年度の職員研究部会の中でも5年が妥当という結果が出た。そのときは、やはり市長の任期が4年であるということ、総合計画についても平成9年に策定した第3次総合計画は、10年間見直しをしなかったが、今回平成19年に策定した第4次総合計画は、10年間見直さないということでは時代に対応できないということで、5年ごとの見直しを盛り込んでいる。そういったことから研究部会としても、10年は長過ぎるというふうな話が出た。

見直しのイメージであるが、先ほどの委員がおっしゃったように、この条例は理念条例という部分があるが、総合計画で言うところの基本構想に当たる部分というのは、例えば目的であったり、原則であったりという第1章、総則の部分に当たると思うが、

それ以外に実際の参加・参画手段、パブリックコメントであるとか、審議会であるとか、住民投票であるとか、そういった規定もあわせ持っている。原則そのものや目的そのものまで変わるということは10年でそんなにあり得ないと思うが、参加・参画などの手段の部分というのは、やはり適宜見直す必要性も生じてくるのではないかというふうなところもあるので、そういうイメージが一つあると思う。以上である。

(委員長) そしたら、ここで5分間休憩させてもらう。

(休 憩)

(委員長) 休憩前に続けて会議を再開する。今、議論の大変な最中であるが、学識委員もそろっているので、第32条の住民投票の議会の発議に戻って始めたいと思う。よいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) 事務局、学識委員に意見を聞く前に何か補足説明はあるか。

(事務局) こちらについては、前回の再検討委員会の中で既に議論をさせていただいているので、できたら学識委員の方から意見をちょうだいしたいと思う。よろしく願いする。

(委員長) 議会の発議について、ページ数、お願いする。

(事務局) 申しわけない。第2回資料-3の38ページ、議会の発議について。A、現行どおりという意見とB、追加修正という意見が前回あり、議会の発議について学識的な見地からの意見を聞きたいというところで終了した。以上である。

(委員長) そしたら、学識委員、よろしく願いする。

(委員) これは、議会から出てきている話なのかどうか分からないが、その下の部分で言っていることと、ここで言っていることと、矛盾しているのではないかと思う。

ほかの部分では、議員は市民に選ばれた代表なのだから、私たちに全く任せてもらったらいいと書いてある。ところが、ここだけ市民の意見を聞いてみましようとなっている。自分たちがみずから市民の意見を聞いてみましようという、これ、矛盾していないかなということである。

つまり、議員の先生方というのは選挙で選ばれているので、さまざまな思いの方、さまざまな声を代表している方が入られているわけで、議会で議論することによって、いろんな市民の意見を反映していらっしゃるわけである。だから、わざわざ住民投票

発議をして市民の声をもう一回聞こうよということもないのかなという気はする。

一方で、市長というのは、一回選ばれてしまうと自分の独断でやってしまうかもしれないし、複数の人間で機能している議会とはちょっと違う。具体的に言うと、岐阜市で市立岐阜商業高校をどうするかという問題のときに、意見を聞く手段が市長はなかったの、一たん自分が辞任をしてもう一回市長選を行ったが信任投票的になった。市長は残念ながら市民の意見を聞いたり反映をする機会というのが、持っていそうでなかなか持っていないので、そういう意味では市長と議会というのは違うのかなと思っている。

(委員長) ということは、必要ないということであるな。

次、学識委員。

(委員) 意見を求められたときに幾つか考えたのだが、そもそも常設型というか義務型の住民投票という制度をとることになったということがある。その経緯というのは、要するに個別のテーマごとに住民投票をやってくれ、そのための条例をつくってくれと住民側が要求しても、これは一般論であるが、幾つかの自治体では、そういう条例はつくらないと議会が判断してきた経緯があると。だから、私たちはここで常設型の義務型の住民投票制度を置こうとしたということだと思う。

だから、私も最初の印象としては、何で議会に発議権があるのかという思いがあった。そもそも議会制度を補完するために住民投票制度を置こうというわけなので、補完される側の議会に何で発議権があるのだろうと、不思議な気がした。

ただ、今はちょっと思いを変えている。何かというと、今、学識委員がおっしゃったとおり、昨今、議会と市長との意見が対立してにっちもさっちもいかないことがあると。そういった場合に、互いにリコール合戦をするなどということがあるわけで、そうすると、そここのところの無駄なエネルギーを省くためには、住民に意見を聞くというのやり方だと思う。そういう何か案件に対する首長と議会との対立があったときに、首長の側が住民投票にかけるといのは、これはあり得る話だろうと。

私はそもそも首長に発議権を与えるのも、最初は「えっ」と思った。ただし、今話したように首長と議会との対立ということがあり得るから、首長にも発言権を与えるのは、これはあり得る話だろうと。そこまでは理解をした。

今度は、議会が自分たちにも発議権をという話だが、ここの真意というのは何だろ

うといういろいろと思った。あくまでも議員の発議ではなくて議会の発議であるから、当然割合が問題になる。そういうことを考えたときに、そもそも議会というのは、今、学識委員がおっしゃったとおり、自分たちで決定権を持っているわけだから、わざわざ発議権を与えなくても議会で解決をすればいい。それをわざわざ住民の意向を聞くというのは、例えばこういうことがあるだろうと。それは何かというと、ある案件は成立したと。ところが、それに反対するいわゆる少数派の議員がいて、自分たちの主張を住民がどう思っているか、聞かせてくれというようなこともあるだろうと。

第13回策定委員会の資料の中に、ほかの自治基本条例の中で議会が発議権を持っている例が書いてあった。その中で、発議するのは、例えば定数の12分の1の賛成でいけると。例えば24人の議員がいれば、2人、住民投票にかけてくれと言えよと。この規定を見ただけでもこれは議会の少数派に与えられた一つの刀だなという気がした。

ただし、少数派の意見だけを聞いて住民投票にかけるわけにはいかないから、どの条例も12分の1の賛成で言えるが、最終的には過半数の議決が要となっている。要するに議会の過半数の賛成がなければ住民投票の発議はできないと。つまり、少数派の例えば2人の議員が住民投票にかけてくれと言ったと。ところが、議会で過半数を得なければ実際には発議できないわけであるから、そんな事態が実際あるのか、ちょっとわからない。そう考えた場合には、多分議会から発議するというのは実質上ないのではないかと私は思う。

ただ、実質上ないからといって、否定してもいいのかというのは、ちょっとわからなくて、これはもう最終的には価値観の問題だろうと思うが、一つ私の考えたのは、住民投票の機会というのはたくさんあったほうがいいだろうと。だから、住民側が言う、それから何か議会でもめたことで市長が発議する、それから議会のほうも実際上はないと思うが、発議権を付与してはいけないという理屈が立ちにくいので、むしろ住民投票のチャンスが多ければ多いほどいいという意味では、議会に発議権を与えてよい。そのところはちょっと先の学識委員とは意見が異なってしまったが、議会の発議権を否定する理屈が立ちにくいというのが私の正直な感想である。

(委員長)今、学識委員の意見を伺った。委員長としては、住民投票条例が多々使われるというふうな場面は余り想定したことはない。これは市をどうするかという大き

な問題であろうと。やはり署名もあるし、そう頻繁とは考えていない。

ただ、同じような中でも意見が割れているので、この項目については、議会のことでもあるので、我々再検討委員会としては、ここはもう抜いておく。条例として上げたときに、議会として修正される分については、それは議会の信念でやっていただけたらいいと思うし、議会の発議は抜いていくということで、どうか。

(委員) 抜くというのは……。

(委員長) あえて我々の策定の中では入れない。

(委員) 入れないで、あくまで市長と住民の発議権だけにしておいて……。

(委員長) そうである。議会がどうしてもと言うのなら、議会は条例を修正できる、そういう手だてがあるので、いいかなと思うが、どうか。

(「はい」の声あり)

(委員長) そしたら、そのようにさせていただく。

次、市民自治推進委員会。これも議論があったが、委員のほうから学識委員が来られたら意見を聞かせてほしいということになっている。職員の委員からは、条例には記さず第34条の見直し規定の中で市民参画で見直すことをうたったらどうかとか、委員会は市長の諮問に基づくといい文言を入れたらどうかといった意見も出ていた。

もう一度意見を言いたいという方、いるか。なければこちらで指名させていただく。はい、そしたら、委員。

(委員) 私もともと事務局にいたので、第9章は条例の実効性確保のために設けている条項で、そのためには市民自治推進委員会の設置は必要だと思う。ただ、今回の再検討委員会は、議会の意見を含めて再検討することになっている。条例制定を優先していきたいので、第33条についてはあえてここに明記せず、第34条に「市民参加を得て」という形を明記したらいいかなと思っている。

(委員) 今のはどういうことか。33条は消して……。

(委員) 削除である。

(委員) 34条だけであるな。

(委員) 33条は削除して、34条に、市民の参加を得て検証する、あるいは見直す、公表する、という形を明記しておくということである。

(委員長) 次、委員。「市長の諮問に基づき」と入れたらどうかという……。

(委員) 私の考えは、市民自治推進委員会を33条にこのまま残すのだったら、第3項を、委員会は市長の諮問に基づき調査、審議をすると、限定するほうがいいと思う。

(委員長) 他に市民委員、つけ加えて意見を述べておくということはないか。

(委員) 私は33条があって、34条も生きてくるといふふうに理解している。こういう機関があって、ちゃんと審議されて見直すと。市民参画で検証すると言われても、どういう方法でチェックをしていくかが明記されないと、どういうふうにするのかがあいまいになる。それではいつまでたってもちゃんとチェックできないのではないかという気がする。

(委員長) 他に意見はないか。そしたら、学識委員。

(委員) 何点か視点がある。私もほかのところでこういうチェックの委員会に参画をさせていただいているが、毎年毎年の年次評価なのでかなり大変な作業になる。

でも、それはちゃんとやっていかないといけないと思う。特に初期のころは市内でこの条例の趣旨が徹底されず、うまく運用されてないという事例がやはり出てきている。毎年毎年の年次評価はすべきで、そのために市民自治推進委員会は必要と思っている。

議会がチェックをするという意見も出ているが、総務安全委員会がやるのか。すべての部署がこの条例どおりに動いているかどうかをチェックしないといけないので、相当大変な作業だということは認識をいただきたいということである。

さらに、今は外部評価の時代なので、大学でもさまざまな方々に来ていただいて評価をされる。自分たちも評価をするが、外部の委員にも評価をされる。そのときでも同じような声が聞こえる。自分たちでちゃんとやったらそれでいいじゃないかという意見。評価というのはいろんな目で見ていただいたほうがいいわけであるから、市民も交えた運営での評価、そして議会も別の形での評価、事務局も一定の評価を行う。評価は、並走的であつたらいいのではないかと思うので、私はそういう意味ではこの市民自治推進委員会というのは必要かなというふうに思っている。

(委員長) 次の学識委員、願います。

(委員) 私も、せっかくこういう市民が行政に参加する、一緒に自治をやっていきましょうという画期的なものをつくらうというのだから、そのチェックをするこういう附属機関を置くのに賛成である。それで、さっき委員がおっしゃった諮問というの

は、要するに諮問がなければ開かないという意味か。

(委員) そうである。

(委員) それ、思わずうなってしまう。やはり今、学識委員がおっしゃったように年次報告を出す、1年ごとにこの条例が動いているかどうかをチェックしていくということは、市民にとっては大変かもしれないが、やはりやっておく必要があるのではないかと思う。

(委員長) 学識委員の意見では、この市民自治推進委員会はやはり必要であろうという中で、今、「市長の諮問に基づき」ということに対して、他の委員で何か意見あるか。

(委員) 私も、自治基本条例をつくるわけだから、行政のチェックも必要だが、むしろ市民側がそういう意識を持って行政にも参画する、あるいはこれを通じて意識を高めて参画するという機会ができるということは、非常に画期的なことだと思う。

こんなことを言ったらちょっと批判になるが、今、審議会がいろいろあるが必ずしも意見が十分戦わされるとは思っていないし、機能しているかというのも若干疑問符がつくところもある。自治基本条例については、やはり1年に一回でいいから、市民を交えて、市民の目線でどうなっているかというのすべきだと思う。これは市民の意識改革にもつながると思う。むしろ私はそっちのほうを期待したい。そこを変えていく上でも、変わっていく上でも、年に一回、こういう検証というか、チェックするというのは必要と思う。

(委員長) 事務局に尋ねる。他の自治基本条例、参考になるのなら。

(事務局) 他市の状況については、第1回の再検討委員会で配付させていただいた資料になる。1つは、平成21年4月以降に実施された自治基本条例において、こういう市民自治推進委員会を置いているかどうかについて、規定がある市が25市中10市、規定がない市が15市となっている。ただし、これは条例に盛り込まれているかどうかということで、例えば条例に盛り込まれていなくても要綱など別の組織で運用しているという例もあるかと思われる。

次に、第1回目の資料、各市の市民自治推進委員会での取り組み例として、吹田市とか多摩市とか池田市とか挙げさせていただいている。簡単に説明すると、まず吹田市については、自治基本条例の中に吹田市市民自治推進委員会を規定している。市長の諮問に応じて、実際に市民参画や協働に関する重要事項を調査審議し、答申し

ている。活動状況は、月1回程度、毎年開催されており、平成19年度は市民参画推進指針の審議、20年度はいわゆるパブリックコメント条例の審議、21年度はみんなで支えるまちづくり条例骨子案ということで協働条例の審議をされている。

多摩市についても、多摩市自治推進委員会を自治基本条例に規定している。年14回程度開催され、活動の中身は多岐にわたっており、例えば多摩市行財政構築プランの総括に対する意見とか、多摩市における市民の人材育成及び活用についての提言、多摩市市民参画白書の作成、多摩市行政評価報告書への意見書、自治推進に対する当面の課題についての意見ということで、自主的な活動をされている。

池田市においても、自治基本条例に池田市みんなで作る推進会議を規定している。こちらは、どちらかというと、まちづくりに関して市民の視点、立場から、市民の参画や協働に絞って、条例の運用状況を検証し、市民参画のあり方について研究するというので、具体的な活動実績は、まちづくり基本条例のPR部会を設置し、本条例のPR誌を作成されている点が、吹田市、多摩市とは異なっている。

岸和田市では、岸和田市自治基本条例推進委員会を設けているが、自治基本条例に規定はなく、岸和田市附属機関条例で定められている。こちらは、自治基本条例の基本理念を推進する実効性の確保のための制度の検討、さらには、これらの検討を踏まえ、条例及び条例に基づく制度の見直し等について調査、審議し、意見を述べる機関ということで、市長の諮問に応じて意見を述べるとともに、独自に調査、審議し、市長に建議するというところを行っている。第1期は平成18年度から平成20年度にかけて自治基本条例に基づく制度の検証及び見直しについて建議書を市長へ提出している。第2期目として平成20年度から、条例の趣旨について調査、審議中である。

伊丹市では、先ほど学識委員から紹介があったとおり、こちらは常設ではなく、4年以内の見直しを踏まえて会議を立ち上げて行っているという状況である。活動実績としては、提言書ということで、それぞれの章ごとに問題、課題とその問題、課題が再発しないようにするための新たな仕組みや手続を提案されている。その後、市関係部局の部長で構成する伊丹市まちづくり基本条例検討委員会や課長級以上の職員で構成する同委員会幹事会において、市民の提言を受けて改善策を取りまとめるというふうなことで条例の実効性を確保している。

最後に尼崎市であるが、自治基本条例は未制定であるが、市が実施する協働事業に

ついて、各担当課と協働の相手方が意見交換を行い、より効果的、効率的な事業を実施するため、市民が評価、検証した結果をもとに協働事業の改善を行うための協働検証会議を設置している。どちらかというとな実的な協働の進み具合というところに主眼を置いている。以上である。

(委員長)今の事務局からの説明を受け、委員、何か意見等あるか。

そしたら、学識委員、もう一度意見いただけたら。

(委員)私、先ほどの話の中で吹田市に入っているが、月1回集まって、みんなでわいわいやっている中でいろんな面も見えてくるので、そういう年次評価、年次報告をするために、市民自治推進委員会はあるべきだと思っている。

(委員)学識委員。

(委員)先ほどと特に意見は変わっていない。あればいいと思う。

(委員長)はい、どうぞ。

(委員)先ほど事務局から説明があったが、自治推進委員会という形は10市ぐらいである。他に、自治推進委員会を明記はしていないが、条例の見直しのところで、市民参加のもと必要な見直しの措置を講じると明記をして、実態としてはそれに基づいてやっているという市もある。

確認であるが、再検討委員会でこのまま検討して選択肢を一つにした場合、せっかく一生懸命毎日毎晩市民も参加して最後は決めたものが、最終的には議会と行政との調整になって、結果、否定された場合、そこはどうか。私はもともと作り手側なので、市民自治推進委員会を設けて条例の設置を見直していったらいいと思っているのだが、議会で制定されて初めて条例ができる。条例はやはり今回制定すべきで、4年に一回ぐらいは見直して行って、次の段階で、また議会のほうで見直した段階で、それを入れてくる方法もあるだろうし、その仕組みまで考えていく必要もあるだろうから、そういった意見を出したのだ。

(委員長)今後の進め方についての質問もあったが、6月初旬にもう一回会議をさせていただく。今回皆さんにたたいていただいて、8項目全部こうだというものが出せるかという、それはちょっと難しいので、ここはこういう意見もあってこうなっているという今までの議論で議会側とキャッチボールをさせてもらおうと思っている。

だから、ある程度これでいけるということになったら、この委員会は一たん解散に

なるかもわからないが、その辺はまだ今、事務局とは詰めていない。第5回会議を6月初旬にした結果、委員長に任せていただけるという答えになるのか、もうちょっとやろうということになるのかは別にして、ここで決まったことで即、議会との調整ができるとは思わないし、一本になったものを持ってあげられるとも思っていない。ここはこんな意見もあるということを踏まえて議会側とキャッチボールしたいと思っているので、よろしくお願いします。

(委員)先ほど条例見直しのところで市民委員がおっしゃった話と絡むのだが、例えばこの33条に関しても、総務安全委員会では議会の責任でチェックを行うと言っている。そのときに、より具体的に何年ぐらいのピッチで、どういう手続で、どういう内容の見直しをしていただけるのかということを確認に示してほしい。それが納得できるものであったら、議会に任せるといえる。「議会の責任でやります」の一言で終わらせてほしくないという感じである。

(委員長)「条例制定後は市長と議会が責任を持って、その進行管理や見直しを行っていくべきである」というのは、これはそもそも条例自身のことを言っている。これにかかわる各協働とか、そういったことに対する検証とかではないだろう。

(委員)進行管理や見直しと言っている。進行管理も。これ議事録そのままか。

(事務局)ほぼそうである。

(委員長)進行管理というのは.....。

(委員)市長と議会が責任を持って進行管理や見直しを行っていくべきであるという。

(委員長)それはできるのだったらやってくれたらいいということで担保を欲しいということであるな。

(委員)そう。ちゃんとやってもらうのであれば、それを情報公開してほしい。市民の目線でチェックができているかどうかというところをやはり市民はチェックをしたいというところがある。

(委員長)了解した。

(委員)一個質問であるが、議会との調整はもう、行政側が責任を持ってするのか。

(委員長)そのつもりである。今もうそれで質問は終わったのだな。

(委員)はい。

(委員長)どうするか。もう時間も時間なので、本来今日で.....。

(委員) 要するにもともと行政側が責任を持って議会とやれなかったから、今回こういうことになっているわけで、議会とやってくれるのはいいが、やった結果、議会側の意見はこうだったというのを具体的にまたこの席で報告いただいて、やはり譲れるところと譲れないところがある。

(委員長) もちろんそうである。基本的にはそのとおりである。ここでたたいてこれだという事になったとしても、本来最終的には市長が議会へ上げるときに案をさわろうと思ったらさわれる。今はそういうことはしていないが、そこはこれから我々が一たん詰めてみて、それで議会とキャッチボールしていく。市に任せていただいたからと言って、勝手に決めるということではない。今まで3年ぐらいかかっているその思いもあるし、その辺の進め方も次の第5回でさせてもらおうと思っている。きょうはここを全部流して前文ぐらいいまでいって、第5回でたたける分をつくってたたいてもらおうと思ったのだが、このままだと最後まで詰め切れていない。

さまざまな意見があるので、市民自治推進委員会と条例の見直しについては、一たんこのままとする。次の委員会で、もう一遍、前文から改めて議論していただくということでしょうか。

事務局、それでよいか。いけるか。

(事務局) はい。次の開催の日程であるが、できれば6月3日にお願いしたい。

(委員長) 学識委員の先生方がいけるということであれば、私いけると思う。

(事務局) 時間は夜7時からお願いしたい。いかがか。

(委員長) 何か確認しなければいけないこととかないか。各委員、よいか。私が先ほど説明させてもらったとおりでよいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) 事務局、よいか。

(事務局) はい。

(委員長) これにて第4回会議を終了する。次回6月3日、よろしく願います。

以上